

沖縄市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書（案）

1 委託業務の名称

令和8年度沖縄市子育て世帯訪問支援事業業務

2 場所

業務に関する指定場所

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 目的

本業務は、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる世帯（以下「対象世帯」という。）に対し、訪問支援員が訪問し、世帯が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、世帯や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

5 委託業務内容

沖縄市子育て世帯訪問支援事業実施要綱に規定する支援を行う訪問支援員の派遣に関する業務

（1） 基本的事項

- ① 訪問支援の内容、期間については、要綱に基づき利用者ごとに作成される沖縄市子育て世帯訪問支援依頼票及び、沖縄市子育て世帯訪問支援調査票に従うものとする。
- ② 上記支援内容の選定については市が行うこととする。
- ③ 受託者及び訪問支援員は、派遣先家庭のプライバシーの保護に万全を期し、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく、他に漏らしてはならない。

- ④ 受託者は、委託者と連絡調整を行える責任者を配置すること（兼務可）。なお、責任者は市との調整（支援対象者の情報共有、必要時支援方針の検討等）、訪問支援員との調整、毎月の請求事務等を実施すること。なお、派遣から支援の流れがわかる業務フロー図等を委託者に報告すること。

（2）訪問支援員に関する事項

- ① 沖縄市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第6条の要件を満たす者とし、受託者において採用し派遣すること。
- ② 受託者は、訪問支援員に対して必要な研修を定期的に行うとともに、市が指定する研修へ参加すること。
- ③ 受託者は、訪問支援員の心身の健康に留意し、疾病の早期発見及び健康状況の把握に努めること。
- ④ 訪問支援員は、感染予防のため清潔な衣類を着用し、手洗いの励行等に十分留意すること。

（3）派遣に関する事項

- ① 訪問支援員の派遣に当たっては、委託者の指示に従い業務を遂行すること。
- ② 派遣は、月曜日から金曜日までとする。（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および慰靈の日および12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）
ただし、委託者が必要と認める場合は、この限りではない。
- ③ 派遣の時間帯及び派遣時間は、8時30分から17時15分までのうち、委託者が定めた時間数とする。ただし、委託者が必要と認める場合は、この限りではない。
- ④ 受託者は緊急時の連絡体制及び対応方法を定め、委託者に報告することとする。

6 職員配置

受託者は、業務を効率的に遂行するための適正な人員を確保すること。

7 委託者への提出物

（1）毎月提出

- ・様式1 沖縄市子育て世帯訪問支援事業業務派遣報告書（月報）

- ・様式2 沖縄市子育て世帯訪問支援事業支援員派遣報告書
- ・様式3 沖縄市子育て世帯訪問支援事業活動記録報告書
- ・様式4 沖縄市子育て世帯訪問支援事業支援員派遣費請求書
- ・様式5 沖縄市子育て世帯訪問支援事業業務委託料内訳書（請求書に添付）

（2）事業終了後提出

- ・様式6 沖縄市子育て世帯訪問支援事業業務委託に関する実績報告書
- *実績報告書に業務委託精算書を添付のこと。

8 その他特に疑義が生じた場合は、その都度双方協議の上決定する。